**附則「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業の手続き」**

独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「ａｌｉｃ」という。）の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３１６号）」に基づく、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下、「安定機構」という。）の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要領（令和５年４月６日制定 ５飼安機第２-34号）（以下、「安定機構実施要領」という。」に則り、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下、「畜産基金」という。）における当事業の手続き（以下、「当手続き」という。）を附則として定める。

第１．事業の内容

１．安定機構の定款附則第34項、第35項に規定する令和４年度の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（以下、「当特別対策事業」という。）」における以下の支援事業である。

　（１）当特別対策事業の補塡金（以下、「特別補塡金」という。）の交付

　　　　生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営者に対して、配合飼料価格安定基金制度（以下、「基金制度」という。）に基づく補塡金とは別の特別補塡金の交付

　（２）事業推進指導等の経費（以下、「委任費等」という。）の交付

前項(１)の事業に必要となる事務、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等の経費の交付

　（３）当特別対策事業の実施期間

当特別対策事業の実施期間は令和５年度とし、前項（１）及び（２）の補助対象は以下の規定による令和４年度第４四半期に係る特別補塡金及び委任費等とする。

第２．事業の要件

１．特別補塡金の対象となる配合飼料は、基金制度による価格差補塡の対象となるものに限る。

２．特別補塡金の対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和４年度第４四半期の配合飼料購入数量とする。

ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、基金制度による同四半期の契約数量（以下、「契約数量」という。）を上回る場合は、契約数量を上限とする。

３．特別補塡金の交付対象者は、令和４年度第４四半期において基金制度に加入している者とする。

４．特別補塡金の交付を受けようとする畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、その参加申し込みは「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書兼補塡金交付申請書（別紙様式第１号。以下、「参加申込書」という。）」により申請する。

５．当特別対策事業に参加する畜産経営者が行う取組の選択については、「生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画（別紙　様式第１号の別紙。以下、「取組計画」という。）」において、「Ⅰ．畜種共通」及び「Ⅱ．畜種別」の取組項目から１つ、「Ⅲ．配合飼料の使用量の低減」の取組項目から１つ、計２つを選択し取り組むものとする。

６．前項５.のそれぞれの選択した２つの取組は令和５年度までに取り組むこととする。

なお、当該取組については、畜産経営者における以前からの取組の継続についても対象とする。この場合、畜産経営者は、令和５年度末まで当該取組を継続するものとする。

７．畜産経営者が前項の取組を実施したことを証する書類は、当該経営者が令和１０年度末（令和11年3月31日）まで保管する。

第３．事業の実施体制

１．業務の実施体制

当特別対策事業は、畜産基金の業務方法書が規定する価格差補塡契約（以下「基金契約」という。）の締結及び、価格差補塡金の交付に準じる方法で、畜産基金・１号会員（全国連会員）・２号会員（地域連合会・単協）・４号会員が、当手続きに定めた手続きにより実施する。

２．業務の委任

（１）畜産基金は、１号会員と「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委任契約（別紙様式「委任契約書の１」。以下、「委任契約１」という。）」を締結し、当特別対策事業の業務の一部を委任する。

（２）１号会員は、２号会員及び４号会員の内、１号会員である全国連との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該２号会員・４号会員と「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委任契約（別紙様式「委任契約書の２」。以下、「委任契約２」という。）」を締結し、畜産基金から委任された業務の一部を再委任する。

（３）２号会員は、２会員への基金加入単協等（２号会員と直接基金契約を締結している単協等）が、２号会員との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該基金加入単協等と「委任契約２」を締結し、畜産基金から委任された業務の一部を再委任する。

（４）前項（１）から（３）に基づく委任費等の支払いについては、特別補塡金交付後、畜産基金が事業実施に要した会員からの委任費等の請求　を取りまとめ、令和５年８月３０日（水）を期限とする畜産基金から安定機構への請求をもって精算する。

（５）「第２．事業の要件－２」による当特別対策事業に参加の畜産経営者との委任契約は不要である。

第４．事業参加申込書及び取組計画の提出

１．事業の案内

畜産経営者との基金契約の締結先である１号会員・２号会員・４号会員は、令和５年５月８日（月）までに、令和４年度第４四半期の契約数量のある畜産経営者に対し、当特別対策事業を案内する。

２．畜産経営者の参加申請

当特別対策事業に参加する畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、「参加　申込書兼補塡金交付申請書（別紙様式第１号）」及び「取組確認表（別紙様式第１号）」を令和５年５月１５日（月）までに、畜産基金契約窓口団体（２号会員・４号会員等）へ提出し、当特別対策事業の参加申請を行う。

なお、当特別対策事業の第３四半期事業の対象となった畜産経営者においては第３四半期事業の取組を継続するものとし、取組確認表の提出は不要とする。

３．参加申請の入手

２号会員・４号会員等は、令和５年５月１５日（月）までに、当特別対策事業に参加する畜産経営者の「参加申込書」及び「取組計画」を入手し保管する。

第５．特別補塡金の交付申請及び交付請求

１．交付申請

（１）２号会員・４号会員は、令和５年４月２６日（水）までに、１号会員へ「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付申請書（別紙様式第２号。以下、「補助金交付申請書」という。）」により、特別補塡金等の交付申請を行う。

（２）１号会員は、令和５年４月２７日（木）までに、畜産基金へ「補助金交付申請書」により、特別補塡金等の交付申請を行う。

（３）畜産基金は、前項２.を取りまとめ、令和５年４月２７日（木）までに、安定機構へ「補助金交付申請書」により、特別補塡金等の交付申請を行う。

２．交付請求

（１）２号会員・４号会員は、令和５年５月１８日（木）までに、「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補塡金交付請求書（別紙様式第４号の１。以下、「補塡金請求書」という。）」及び「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補塡金請求（別紙様式第４号の１の別紙。以下、「補塡金請求書の別紙」という。）」により、１号会員に特別補塡金の交付請求を行う。

（２）１号会員は、２号会員・４号会員からの請求を取りまとめ、令和５年５月１９日（金）までに、「補塡金請求書（別紙様式第４号の１）」及び「補塡金請求書の別紙（別紙様式第４号の１の別紙（全国連→畜産基金）」により、畜産基金に特別補塡金の交付請求を行う。

（３）畜産基金は、令和５年５月１９日（金）までに、１号会員の請求に基づき、安定機構に特別補塡金の交付請求を行う。

３．特別補塡金の算定

ア．特別補塡金は、当特別対策事業に参加する畜産経営者別に当該四半期の契約数量と購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり８,５００円を乗じて算出する。

イ．端数は畜産経営者ごとに円未満切り捨てとする。

特別補塡金請求期限

|  |  |
| --- | --- |
|  | 請求期限 |
| 単協等 → ２号会員 | 令和５年５月１８日（水） |
| ２号会員・４号会員 → １号会員  （単協 → １号会員） | 令和５年５月１８日（木） |
| １号会員 → 畜産基金 | 令和５年５月１９日（金） |
| 畜産基金 → 安定機構 | 令和５年５月１９日（金） |
| 安定機構 → ａｌｉｃ | 令和５年５月１９日（金） |

第６．特別補塡金の交付

１．畜産基金は、安定機構から交付された特別補塡金を交付された日又は翌金融機関営業日に１号会員へ交付する。

２．１号会員・２号会員・４号会員は、特別補塡金を受領後、各々の当特別対策事業の対象交付先に対して、次の期日内において基金制度による補塡金交付日と別の日に交付する。

（１）１号会員において

① １号会員（本所）⇒１号会員（支所）

・・・畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日

② １号会員（本所）⇒２号会員、又は４号会員

・・・畜産基金より受領後５日以内

③ １号会員（支所）⇒２号会員、又は４号会員

・・・本所より受領後５日以内

（２）２号会員が地域連合会の場合

　　　① 地域連合会 ⇒ 委託契約を締結した基金加入単協等

・・・１号会員より受領後５日以内

② 委託契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者

　　　　　　　　・・・地域連合会から受領後７日以内

（３）２号会員（単協等）・４号会員において

① ２号会員・４号会員 ⇒ 畜産経営者

・・・１号会員から受領後７日以内

３．特別補塡金は、全額を当該各畜産経営者に交付し、各段階に滞留させてはならない。

４．畜産経営者への特別補塡金の交付は以下のとおりとする。

ア．現金、又は小切手

　　　　ただし、現金で交付した場合は受領先から領収証を徴収する。

イ．金融機関口座への振込（受領先指定口座）

ウ．乳代精算書等による場合は、他の交付金等と区別して明記する。

エ．未収金や売掛金等との相殺や、補塡積立金と相殺してはならない。

　５．畜産基金は、安定機構からの特別補塡金の交付決定通知を受けた後、「特別補塡金交付明細書（別紙様式第Ａ号の１）」にて、速やかに１号会員へ事前交付通知（案内）を行う。

なお、事前交付通知（案内）を受領した１号会員は交付対象の２号会員・４号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

第７．特別補塡金の追加交付請求と追加交付

１．前項「第５．特別補塡金の交付申請及び請求－２」の交付請求期限後、追加交付請求が生じた場合、２号会員・４号会員・１号会員は、下表の請求期限をもって、「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補塡金追加交付請求書（別紙様式第４号の１（追加分））」及び「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補塡金追加請求（別紙様式第４号の１の別紙（追加分））」により、追加交付請求を行い、畜産基金は令和５年８月３０日（水）までに安定機構へ追加交付請求を行う。

２．下表の請求期限以降の追加交付は受け付けない。

特別補塡金追加請求期限

|  |  |
| --- | --- |
|  | 請求期限 |
| 単協等 → ２号会員 | 令和５年８月２８日（月） |
| ２号会員・４号会員 → １号会員  （単協 → １号会員） | 令和５年８月２８日（月） |
| １号会員 → 畜産基金 | 令和５年８月２９日（火） |
| 畜産基金 → 安定機構 | 令和５年８月３０日（水） |
| 安定機構 → ａｌｉｃ | 令和５年８月３１日（木） |

３．追加交付請求の対象となる畜産経営者は、令和５年５月１５日（月）までに前項「第４．事業参加申込書及び取組計画の提出－２」の申請を行った畜産経営者に限る。

４．畜産基金は、安定機構から交付された追加の特別補塡金を交付された日又は翌金融機関営業日に１号会員へ交付し、対象となる畜産経営者には令和５年９月２９日（金）までに交付する。

５．畜産基金は、安定機構からの特別補塡金の追加交付決定通知を受けた後、「特別補塡金交付明細書（別紙様式第Ａ号の２）」にて、速やかに１号会員へ事前交付通知（案内）を行う。

なお、事前交付通知（案内）を受領した１号会員は交付対象の２号会員・４号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

第８．特別補塡金の返還

１．特別補塡金交付後（追加交付を含む）、特別補塡金の過大請求が確認された場合、返還申請の期限は設けず、随時返還処理を行う。

２．特別補塡金の交付を受けた畜産経営者が、前項１以外に次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、特別補塡金を返還しなければならない。

（ア）「取組計画（別紙様式第１号の別紙）」の取組を中止した場合（ただし、取組を変更する場合、又は廃業や被災等によるものであって畜産　基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りではない。）

（イ）令和５年度まで実施した「取組計画」の取組が２つに満たない場合

（ウ）虚偽の報告により補塡金の交付を不正に受けた場合

３．返還手続きは、２号会員・４号会員は１号会員へ、１号会員は畜産基金へ「補塡金交付請求書（別紙様式第４号の１）」等により報告・返還し、畜産基金はこれを受けて安定機構に報告・返還する。

第９．事業推進指導等（委任費等）の経費の交付申請及び請求・交付

　１．事業推進指導費等（委任費等）の対象費目

　　　　事業推進指導費（委任費等）の経費を交付する対象費目は「事業推進　指導費の対象費目（別表１）」の費目とする。

　２．事業推進指導費等（委任費等）に対する補助金の申請

（１）２号会員・４号会員は、令和５年４月２６日（水）までに、１号会員へ「補助金交付申請書（別紙様式第２号）」により、委任費等の交付申請を行う。

（２）１号会員は、令和５年４月２７日（木）までに、前項（１）及び１号会員が要する委任費等を取りまとめ、畜産基金へ「補助金交付申請書（別紙様式第２号）」により、委任費等の交付申請を行う。

（３）畜産基金は、前項（２）を取りまとめ、令和５年４月２７日（木）までに、安定機構へ「補助金交付申請書」により、委任費等の交付申請を行う。

（４）当該委任費等は、委任契約が締結された日以降を補助の対象とする。

（５）畜産基金は、安定機構から補助金の交付決定通知を受領後、速やかに１号会員に通知し、１号会員は補助金の交付申請をした当該２号会員・４号会員へ通知し、更に２号会員（地域連合会）は補助金の交付申請をした当該加入単協等へ通知する。

（６）１号会員は、補助金の交付決定通知後において、交付対象事業の計画を変更し、又は計画変更に伴う追加交付を受けようとする場合には、あらかじめ、「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書（別紙様式第３号）」を畜産基金に提出し、畜産基金はその内容を審査の上、安定機構に補助金の変更申請を行う。

３．委任費等に対する補助金の交付請求

（１）２号会員・４号会員は、令和５年８月２８日（月）までに、前項の委任費等の経費を「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業推進指導費交付請求書（別紙様式第４号の２。以下、「委任費等請求書」という。）」により１号会員に請求する。

（２）１号会員は、２号会員・４号会員の請求額に自らの委任費等の経費を　加算し、令和５年８月２９日（火）までに、「委任費等請求書（別紙様式第４号の２）」により畜産基金に請求し、畜産基金は、１号会員の請求を取りまとめ、令和５年８月３０日（水）までに、「概算払請求書（安定機構実施要領様式第４号）」により安定機構に請求する。

（３）ただし、その請求額は申請した費目及び金額の範囲内とする。

委任費等の請求期限

|  |  |
| --- | --- |
|  | 請求期限 |
| 単協等 → ２号会員 | 令和５年８月２８日（月） |
| ２号会員・４号会員 → １号会員  （単協 → １号会員） | 令和５年８月２８日（月） |
| １号会員 → 畜産基金 | 令和５年８月２９日（火） |
| 畜産基金 → 安定機構 | 令和５年８月３０日（水） |
| 安定機構 → ａｌｉｃ | 令和５年８月３１日（木） |

４．委任費等に対する補助金の交付

　（１）畜産基金は、安定機構から交付された委任費等に対する補助金を交付された日又は翌金融機関営業日に１号会員へ交付する。

　（２）１号会員・２号会員・４号会員は、委任費等に対する補助金を受領後、各々の補助金の交付先に対して、次の期日内において基金制度による補塡金交付日と別の日に交付する。

（ア）１号会員において

① １号会員（本所）⇒１号会員（支所）

・・・ 畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日

② １号会員（本所）⇒２号会員、又は４号会員

・・・ 畜産基金より受領後５日以内

③ １号会員（支所）⇒２号会員、又は４号会員

・・・ 本所より受領後５日以内

（イ）２号会員が地域連合会の場合

　　　　① 地域連合会 ⇒ 委任契約を締結した基金加入単協等

・・・ １号会員より受領後５日以内

　　 ② 委任契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者

・・・ 地域連合会から受領後７日以内

（ウ）２号会員（単協等）・４号会員において

① ２号会員・４号会員 ⇒ 畜産経営者

・・・ １号会員から受領後７日以内

第10．交付実績の報告

１．特別補塡金交付完了報告書

２号会員・４号会員・１号会員は、特別補塡金交付（追加交付）後、「令和４年度第４四半期に係る特別補塡金交付完了報告書（別紙様式第Ｂ号の１；別紙様式第Ｂ号の１（追加分））」を下表の期限をもって報告する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 報 告 期 限　（追加分） |
| 単協等 → ２号会員 | 令和５年６月２６日（月）（10月16日（月）） |
| ２号会員・４号会員 → １号会員 | 令和５年６月２７日（火）（10月17日（火）） |
| １号会員 → 畜産基金 | 令和５年６月３０日（金）（10月20日（金）） |

２．実績報告書

（１）２号会員・４号会員・１号会員は、「特別補塡金」「特別補塡金追加」並びに「委任費に対する補助金」の交付完了後、「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績報告書（別紙様式第５号、別紙様式第５号の別紙１、別紙様式第５号の別紙２）」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。

（２）畜産基金は、１号会員からの前項（１）実績報告書を取りまとめ、「別紙様式第５号」「別紙様式第５号の別紙１」「別紙様式第５号の別紙２」を下表の期限をもって安定機構へ報告する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 報 告 期 限 |
| 単協等 → ２号会員 | 令和６年４月５日（金） |
| ２号会員・４号会員 → １号会員 | 令和６年４月８日（月） |
| １号会員 → 畜産基金 | 令和６年４月９日（火） |
| 畜産基金 → 安定機構 | 令和６年４月１０日（水） |
| 安定機構 → ａｌｉｃ | 令和６年４月２０日（土） |

第11．取組実績の報告

１．２号会員・４号会員は、特別補塡金の交付を受けた畜産経営者から 令和６年４月３０日までに「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業取組実績報告書（別紙様式第６号）」により、「第４．事業参加申込書及び取組計画の提出の２」における取組実績の報告を受け、１号会員へ「令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における取組実績集計（別紙様式第７号。以下、「取組実績集計」という。）」を下表の期限をもって１号会員へ報告する。

　なお、当特別対策事業の第３四半期事業の対象となった畜産経営者においては第３四半期事業の取組実績報告書をもって報告に代えることができる。

２．１号会員は、２号会員・４号会員からの前項１の報告を取りまとめ、「取組実績集計（別紙様式第７号）」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。

３．畜産基金は、１号会員からの前項２の報告を取りまとめ、「取組実績集計（別紙様式第７号）」を下表の期限をもって安定機構へ報告する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 報 告 期 限 |
| 畜産経営者 → ２号会員（単協等） | 令和６年４月３０日（火） |
| 単協等 → ２号会員 |
| ２号会員・４号会員 → １号会員 | 令和６年６月２８日（金） |
| １号会員 → 畜産基金 | 令和６年７月５日（金） |
| 畜産基金 → 安定機構 | 令和６年７月２８日（日） |
| 安定機構 → ａｌｉｃ | 令和６年７月３１日（水） |

第12．証拠書類等の整備保管

畜産基金・１号会員・２号会員・４号会員及び単協等は、当特別補塡事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておくものとし、その保管期間は安定機構が当特別対策事業を完了する令和５年度末の翌年度から起算して５年間となる令和１０年度末（令和11年3月31日）までとする。

第13．消費税及び地方消費税の取扱い

１．畜産基金は、安定機構に対して「補助金交付申請書（別紙様式第２号）」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

２．畜産基金は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第10．交付実績の報告の２」の実績報告書を提出するに当たって、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告額から減額して報告しなければならない。

３．２号会員・４号会員・１号会員は、それぞれの上部会員等に対して「補助金交付申請書（別紙様式第２号）」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

４．２号会員・４号会員・１号会員は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第10．交付実績の報告の２」の実績報告書を提出するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告から減額して報告しなければならない。

５．２号会員・４号会員・１号会員は、前項「第10．交付実績の報告の２」の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第８号の２）」を速やかに畜産基金に提出するとともに、その金額（前項の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を畜産基金に返還し、畜産基金は安定機構に「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第８号の１）」を提出し、その金額を返還する。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、又はない場合であっても、その状況等について適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により畜産基金に報告しなければならない。

その他

１．この附則は、理事会の議決（令和５年３月30日）を得て、安定機構の理事長の承認（令和５年４月７日）を得て適用する。

２．この附則の軽微な修正、関係機関等の指導による変更、その他の疑義は理事長が決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜別表１＞  　令和４年度第４四半期に係る配合飼料価格高騰緊急対策事業の事業推進指導費  の標準的使用基準について | | |
| 項　目 | 標準的使用基準  （以下の基準額単価は消費税抜き上限単価） | 必要な証拠  （確認）書類 |
| １．会場借料 | 本事業のための会議に要した会場借料  基準額 ： 会議等１回１日及び参加者１人当たり1,500円とし、開催時間にかかわらず基準額以内とする。 | ①会場借料の請求書及び領収書  ②出席者名簿及び議事録  ③他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ２．旅費 | 本事業のための会議、指導及び調査等のための旅費として、以下の（ア）～（オ）を対応した上で、委任先等の定める規定に基づき算定した額とする。  （ア）交通費、日当、宿泊費以外の経費（例：滞在費等の名目により定額で支出している費用）は対象外とする。  （イ）特別車両料金、特別船室料及び特別航空運賃は支出しない。  （ウ）午後からの出発や一日の予定が帰路だけの場合に支出する日当額は、２分の１以内の額とする。  （エ）出張者が自宅及び実家等（宿泊料金が無料である場合を含む）に宿泊した場合、宿泊料金は支出しないものとする。  （オ）パック旅行の場合、証明する書類としてパック旅行の領収書等を 添付することとする。 また、当該宿泊料及び航空運賃については、パック料金を上限として支出するものとする。 | ①出張命令書、復命書、旅費計算書  ②航空運賃は航空運賃領収書及び搭乗券半券  ③パック旅行を用いた場合は旅行代金の領収書及び搭乗券半券  ④他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ３．印刷製本費 | 本事業のために必要とする資料等の印刷・製本費に要した経費（コピー代含む） | ①当該印刷物等の請求書及び領収書  ②当該印刷物  ③他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ４．消耗品費 | 本事業のために必要とする用紙、その他事務用品等の購入経費 | ①当該消耗品の納品書、請求書及び領収書  ②他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ５．通信運搬費 | 本事業のために必要とする郵送料、運送料等の経費 | ①郵送料等の請求書及び領収書  ②他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ６．賃借料 | 本事業の取りまとめ作業等に必要とするコンピューター等の事務機器の賃借経費 | ①賃貸借契約書、リース料の請求書  ②機種選定理由書  ③他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ７．事務諸費  （雑役務費） | 本事業を実施するための必要な次の経費  ・補塡金の振込手数料  ・委任の契約書に貼付する印紙代  ・本事業の情報処理を行うための、表計算ソフトウェア向けのプログラムの作成に要する経費。ただし表計算ソフトウェアの購入費は含まない。  ・その他、本事業を実施するための必要となる経費。ただし、必要性に応じて都度定める。 | ①支払明細書、領収書、契約書等  ②他の事業等との割り掛けする場合は、割掛率を決定した内部決裁書等 |
| ８．賃金等  （アルバイト賃金） | 本事業に従事する臨時職員及び派遣職員（いずれも日給・時給ベース）等で、正職員等の対象としない者の賃金（有給休暇は対象外。嘱託職員等で対象/非対象者が混在する委任先等は基準を明確にすること）とする。  単価については、委任先の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規定等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を整備する。 | ①臨時職員等の賃金領収書又は受領印のある賃金台帳等  ②派遣職員等の個別契約書及び派遣料金支払い帳簿等  ③業務日誌、出勤簿  ④社会保険料の支払帳簿等  ⑤賃金単価の設定根拠となる資料 |

＊ 委任先等の会計規定等に基づき見積書を徴する必要がある対象経費については証拠（確認）書類を整備しておくこと。